

平成29年第2回筑紫野市議会臨時会（5月） 提出議案について

平成29年第2回筑紫野市議会臨時会（会期：5月25日）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

報告第5号	専決処分の承認について(筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
<p>本件は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月27日に成立したことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定に基づき、ここにご報告し承認を求めるものです。</p> <p>内容は、国民健康保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者数に乗ずる金額を27万円に、2割軽減の対象となる世帯について、49万円に改正し、軽減対象世帯を拡大するものです。</p>	
報告第6号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
<p>地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行っておりますので、同条第3項の規定に基づき、ここにご報告し、承認を求めるものです。</p> <p>本件は、平成28年11月25日、筑紫野市総合保健福祉センターにおいて発生した、巡回福祉バス同士の事故により、乗客を負傷させたものです。この事故に伴います損害賠償額について、13万9,320円で示談協議が整いましたので、平成29年4月7日付けで、専決処分を行ったところ です。</p>	
報告第7号	平成28年度筑紫野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
<p>「防災事務事業」から「竜岩自然の家改修事業」までの全部で6件の事業です。</p> <p>本件は、地方自治法第213条の規定により、平成28年度中に事業が終了しないものにつきまして、議会の承認を受け、繰越明許費により平成29年度へ予算を繰り越しておりますので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰り越し計算書を調製し、議会に報告しなければならないことになっておりますので、ここにご報告いたします。</p>	
報告第8号	平成28年度筑紫野市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
<p>本件は、平成28年度筑紫野市水道事業会計予算に定めていた建設改良費の工事請負費の</p>	

うち、水道橋架け替えに伴う上水道布設替工事 2 工区及び、入船地区配水管布設替工事 5 工区について、共に福岡県施工の河川事業に係る工事の進捗に合わせ、工期を延長する必要性が生じたこと、建設改良費の負担金について、J R 杉塚踏切配水管布設替工事に伴う J R 九州との施工協議に期間を要したことにより、工事請負費及び負担金を、地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 9 年度に繰り越しておりますので、同条第 3 項の規定に基づき議会にご報告申し上げます。

報告第 9 号 平成 2 8 年度筑紫野市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

本件は、平成 2 8 年度筑紫野市下水道事業会計予算に定めていた建設改良費の工事請負費を、高尾川改修関連 2 工区下水道築造工事について、福岡県施工の河川事業に係る工事の進捗に合わせ、工期を延長する必要性が生じたことにより、地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 9 年度に繰り越しておりますので、同条第 3 項の規定に基づき議会にご報告申し上げます。

議案第 4 0 号 平成 2 9 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 1 号）について

補正の内容は、歳出予算といたしまして、新入学児童生徒学用品費の支給単価の改正に伴い、学校就学援助奨励事業 6 9 4 万 3 千円を増額するものです。これに見合いの歳入予算といたしましては、財政調整基金繰入金 6 9 4 万 3 千円を増額を行うものです。このため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 9 4 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3 1 2 億 2 , 0 9 4 万 3 千円とするものです。